

# 令和7年度長崎県産品ブランド推進PRツール作成業務委託 仕様書

## 1 目的

長崎県産品ブランド戦略に基づく、首都圏関西圏等へのPR活動及びマーケティング活動等により、長崎県産品の魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化を図るためのPRツールを作成する。

## 2 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

## 3 業務内容

業務項目及び数量は、別紙「令和7年度長崎県産品ブランド推進PRツール作成業務委託 仕様書-2」のとおりとする。

## 4 委託条件

### (1) 担当者の配置

本業務を円滑に行うため、担当者を正・副1名ずつ配置すること。

### (2) 受付・応対業務

長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務に係る協議・相談等依頼の受付に対応できること。

### (3) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務項目の結果、写真等を添えた業務成果報告書を速やかに正、副1部ずつ提出すること。

また、業務遂行にあたり製作したデーター式を電子媒体にて1式(1部)提出すること。

なお、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に無償で本県に譲渡すること。